

牛久市認定農業者のみなさま

令和7年度牛久市認定農業者 価格高騰対策応援給付金

牛久市では、農業生産資材等の価格高騰を乗り越えるため、市内の【認定農業者等】に対して、給付金を交付いたします。

対象者	市内に住所を有する ①認定農業者 ②広域認定農業者 ③認定新規就農者
申請期間	令和8年1月19日（月）～3月13日（金）
交付額	20万円 ※共同申請の場合は代表者のみ

【申請方法】

申請書類にご記入の上、必要書類を郵送または農業政策課窓口へ提出してください。

【必要書類】

- ①給付金交付申請書
- ②給付金交付請求書
- ③宣誓書
- ④通帳の写し等（口座と名義人のわかる書類の写し）

※対象者には、申請書を郵送しております。

交付要件など詳細は裏面をご覧ください

【交付要件】

- 市内に住所を有する個人または法人などの認定農業者・広域認定農業者・認定新規就農者であること。（認定の見込みがある者を含む。）
- 申請時に、市内で農業を営み、農業を継続していく意思があること。
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくは暴力団員その他反社会的勢力またはそれらの者と関係を有する者並びに法人その他の団体の代表者、役員、使用人、従業員及び構成員等が暴力団等に該当しないこと。

【提出期限】

令和8年3月13日（金）まで
※郵送の場合は、当日消印有効

※交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本給付金の返還を求める場合があります。

【提出先・お問い合わせ】

牛久市役所農業政策課

〒300-1292 牛久市中央3-15-1
☎ 029-873-2111（内線1511）
✉ nousei@city.ushiku.ibaraki.jp